

糸 健 第 213 号  
令和3年6月15日

糸満市内居宅サービス事業所 殿

糸満市長 當銘 真栄  
(公印省略)

居宅サービス事業所等従事者の新型コロナウイルスワクチンの優先接種について(通知)

平素は、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、国及び県からの通知等を踏まえ、本市における取り扱いについて、別紙のとおり整理しましたので、通知します。

なお、本通知は、現時点(本通知発出日)で把握している内容に基づき作成したもので、国や県からの通知等により内容が変更となる場合があります。随時、糸満市ホームページ等に掲載しますので、ご確認をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所向けの事前説明会は実施いたしませんので、本通知、市のHPを随時、ご確認いただき、ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。ご理解、ご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)

**糸満市介護長寿課認定給付係**

TEL 098-840-8133 FAX 098-840-8152

Mail ninteikyuhu@city.itoman.lg.jp

**糸満市社会福祉課障害福祉係**

TEL 098-840-8103 FAX 098-840-8152

Mail syafuku@city.itoman.lg.jp

**糸満市新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム**

TEL 098-995-8255

令和3年6月15日

## 居宅サービス事業所等従事者の新型コロナウイルスワクチンの優先接種について(糸満市)

糸満市では、県内の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、要介護(要支援)高齢者及び障害福祉サービス利用者が新型コロナウイルス感染症に感染する等して自宅療養を余儀なくされた場合、利用されている介護サービス又は障害福祉サービス(以下「介護サービス等」という。)の継続を確保する必要があることから、下記のとおり、居宅介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所(以下「居宅サービス事業所等」という。)の従事者を高齢者施設等の従事者の範囲に含め、優先接種の対象としましたのでお知らせします。

### 1 優先接種の要件

ワクチン接種の順位については、①医療従事者等、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者となっていますが、下記の(1)から(3)全ての要件に該当する場合、居宅サービス事業所等の従事者を「③高齢者施設等の従事者」の範囲に含めて、優先接種の対象とします。

#### (1) 接種対象者

糸満市内に所在する居宅サービス事業所等の従事者で糸満市に住民登録がある者

※市外に住民登録がある方は、住民登録のある市町村で接種が可能かどうか、当該市町村にお問い合わせください。

※市外に所在する居宅サービス事業所等の従事者で、糸満市に住民登録がある方は、下記(2)～(3)の要件に該当する場合、優先接種の対象となります。

#### (2) 居宅サービス事業所等の従事者の意思

居宅サービス事業所等の従事者が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢者及び障害者の患者もしくは濃厚接触者(以下「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。)に直接接し、介護サービス等の提供を行う意思を有する場合。

##### <従事者の意思確認>

「説明文書(別紙1)」を活用し、従事者の意思確認を行ってください。

#### (3) 居宅サービス事業所等の意向

居宅サービス事業所等が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービス等の提供を行う意向を市町村に登録した場合(以下「登録事業所」という。)

##### <登録方法>

「登録用紙(別紙2)」に必要事項を記入し、下記までメールにて提出してください。なお、登録いただいた内容は、糸満市において登録リストとしてとりまとめ、糸満市のホームページ等で公表します。地域包括支援センターや指定特定相談支援事業所等が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に介護サービス等を提供することとなった場合に、参考にさせていただきます。

**提出先：**

(介護サービス) 介護長寿課認定給付係 (Mail : ninteikyuhu@city.itoman.lg.jp)

(障害福祉サービス) 社会福祉課障害福祉係 (Mail : syafuku@city.itoman.lg.jp)

**提出期限：令和3年6月25日(金) 必着**

## 2 対象となる介護サービス等の範囲

### <介護サービスの例>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援 等

(注)各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含みます。

### <障害福祉サービスの例>

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助 等

## 3 優先接種予定者リストの提出

登録事業所は、登録用紙(別紙2)に併せて、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービス等の提供を行う意思を有する従事者の「居宅サービス事業所等従事者優先接種予定者リスト(別紙4)」をメールにて、提出してください。

## 4 優先接種証明書の発行

登録事業所は、糸満市に登録した対応予定人数の範囲で、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービス等の提供を行う意思を有する従事者(職員)に対し、優先接種の対象であることの「証明書(別紙3)」を発行してください。

## 5 ワクチン接種について

提出された居宅サービス事業所等従事者優先接種予定者リストに基づき「接種券」を糸満市から登録事業所等へまとめて送付します。

「接種券」が発行された従事者は、糸満市の接種実施医療機関や集団接種会場で接種を受けることができます(事前に予約が必要です)。その際、事業所から発行された「証明書」と、糸満市から発行された「接種券」を持参してください。

## 6 接種順位の特例について

居宅サービス事業所等が高齢者施設等に併設等され、当該施設の入所者及び従事者が接種する際には、接種順位の特例が適用され、居宅サービス事業所等の従事者も同時に接種することができます。同時接種を希望する場合は、下記までご連絡ください。

## 7 ホームページのURL

居宅サービス事業所等従事者の新型コロナウイルスワクチンの優先接種について

<http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2021061000042/>

**(お問い合わせ)**

**糸満市 介護長寿課 認定給付係**

TEL 098-840-8133 FAX 098-840-8152 MAIL [ninteikyuhu@city.itoman.lg.jp](mailto:ninteikyuhu@city.itoman.lg.jp)

**糸満市 社会福祉課 障害福祉係**

TEL 098-840-8103 FAX 098-840-8152 MAIL [syafuku@city.itoman.lg.jp](mailto:syafuku@city.itoman.lg.jp)

**糸満市新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム**

TEL 098-995-8255